

外国金融子会社等に係る特定所得の金額の計算等に関する明細書

別表十七三の四付表

令五・四・一以後終了事業年度分

外 国 金 融 子 会 社 等 の 名 称		1			事 業 年 度		2	・	・						
特 定 所 得 の 金 额 の 計 算															
無形資産等の使用許諾に係る収益	無形資産等の使用料の合計額	3			異常所得	税引後当期利益の額	22								
	(3)のうち部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の使用料	4				支払を受ける剩余金の配当等の額の合計額	23								
	(3)のうち部分対象外国関係会社が取得をしその事業の用に供する無形資産等の使用料	5				受取利子等の額の合計額	24								
	(3)のうち部分対象外国関係会社が使用を許諾されその事業の用に供する無形資産等の使用料	6				有価証券の貸付けによる対価の額の合計額	25								
	(3) - ((4) + (5) + (6))	7				有価証券の譲渡に係る対価の額の合計額	26								
	(7)に係る直接費用の額の合計額 (9)に該当するものを除く。)	8				(26)に係る原価の額の合計額	27								
	(7)に係る償却費の額	9				デリバティブ取引に係る損益の額	28								
	(8) + (9)	10				外 国 為 替 差 損 益 の 額	29								
	(7) - (10) (マイナスの場合は0)	11				その他の金融所得に係る損益の額	30								
	償却費計算上の適用法令	12	本邦法令・外国法令			保 険 所 得 の 金 額	31								
無形資産等の譲渡損益	無形資産等の譲渡に係る対価の額の合計額	13				固定資産(無形資産等を除く。)の貸付けによる対価の額の合計額	32								
	(13)のうち部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の譲渡に係る対価の額	14				支払を受ける無形資産等の使用料の合計額	33								
	(13)のうち部分対象外国関係会社が取得をしその事業の用に供する無形資産等の譲渡に係る対価の額	15				無形資産等の譲渡に係る対価の額の合計額	34								
	(13) - ((14) + (15))	16				(34)に係る原価の額の合計額	35								
	(13)に係る原価の額の合計額	17				(23) + (24) + (25) + ((26) - (27)) + (28) + (29) + (30) + (31) + (32) + (33) + ((34) - (35))	36								
	(17)のうち部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の譲渡に係る対価の額に係る原価の額の合計額	18				(22) - (36) (マイナスの場合は0)	37								
	(17)のうち部分対象外国関係会社が取得をしその事業の用に供する無形資産等の譲渡に係る対価の額に係る原価の額の合計額	19				総資産の帳簿価額	38								
	(16)に係る直接費用の額の合計額	20				人 件 費 の 額	39								
	(16) - (((17) - (18) - (19)) + (20))	21				減価償却費の累計額	40								
	金融子会社等部分適用対象損失額の内訳					((38) + (39) + (40)) × 50%	41								
事 業 年 度						(37) - (41) (マイナスの場合は0)	42								
控除未済金融子会社等部 分 適 用 対 象 損 失 額															
当 期 控 除 額															
翌 期 繰 越 額															
43						44		45							
計															
当 期 分															
合 计															